

令和4年度第1回 周南市地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会議事録（要点筆記）

日時 令和4年6月17日（金） 19時～20時30分
場所 周南市役所本庁舎 多目的室
出席者 小林武生委員（地域包括会長）、服部委員（地域密着会長・地域包括副会長）、濱田委員、武居委員、柳委員、松田委員、木原委員、高辻委員、伊藤と委員、伊藤し委員
【出席10名、欠席3名】
事務局 地域福祉課長、指導監査室長、高齢者支援課長 他7名
傍聴者 3名

1 地域福祉課長あいさつ

2 議事

【令和4年度第1回 周南市地域包括支援センター運営協議会】

（1）指定介護予防支援業務の受託申請について

○事務局

介護予防サービス計画作成について、指定居宅介護支援事業者へ委託することができるが、地域包括支援センター運営協議会での承認を得ることとなっている。
令和3年度は2事業者より新規申請があったため、当会議にて諮りたい。

〔質疑なし〕

指定介護予防支援業務の受託申請について

〔挙手承認〕

（2）（3）周南市地域包括支援センター報告について

- ・令和3年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告
- ・令和4年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算

○資料により、各地域包括支援センターから説明

〔質疑〕

○委員

令和3年度に地域包括支援センターで対応したセルフネグレクトのケースについて

○地域包括支援センター

各地域包括支援センターから説明

○委員

- ・セルフネグレクトで、老人福祉法による措置入所件数は。
- ・ごみ屋敷の市の担当課は。

○事務局

- ・セルフネグレクトでの措置入所件数は不明だが、総合的に判断して対応している。
- ・ごみ屋敷については、そこに住んでおられる方の支援を、地域福祉課始め、その支援内容に応じて、各課で対応している。

○委員

つづみ園地域包括支援センターの高齢者相談件数が多いのはなぜか。

○つづみ園地域包括支援センター

担当地区内に大きな団地や公営住宅等があり、高齢者世帯が多いことや、地域の民生委員、福祉員からの相談も多いことが傾向として考えられる。

○会長

コロナが発生して2年半程度経ち、地域活動が止まっているように感じており、再開は難しい。

セルフネグレクトについては、まずは、業務内容について、精査して整理することが必要

【令和4年度第1回 周南市地域包括支援センター運営協議会終了】

【令和4年度第1回 周南市地域密着型サービス運営委員会】

＜副委員長の選出＞

前任者が異動で委員の交代があったため、副会長が不在となった。当該委員会の設置要綱において、会長及び副会長は「委員の互選によってこれを定める」とある。

副会長の選出について

自薦、他薦なし。
事務局から、小林委員を提案
異議なく、小林委員に決定

（４）指定地域密着型サービス事業者の指定について

○事務局

地域密着型サービス事業者の指定について

- ・地域密着型サービスの指定期間は6年となっており、6年ごとに指定更新が必要となる。
- ・申請を受けた時は、欠格事由に該当していないかを市において審査し、その後、当委員会で意見を聴取した上で指定を行う。
- ・今回は、指定の更新申請が6件ある。

認知症対応型共同生活介護について（2事業所）

- ・認知症の方を対象に、共同生活住居において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス
- ・人員基準として、従業者を、日中は利用者3人に対し1人の割合、夜間・深夜は1人配置する必要がある。
- ・市内には現在20の事業所がある。

「グループホームこもれば丘」

「グループホーム和み」

従業員の勤務体制・勤務体制一覧、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

地域密着型通所介護について（2事業所）

- ・1日の利用定員が18人以下の小規模の通所介護
- ・市内には現在18の事業所がある。

「まんてんデイサービスセンター」

「デイサービスセンターきらら」

従業員の勤務体制・勤務体制一覧、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

認知症対応型通所介護について（2事業所）

- ・認知症である利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス

- ・市内には現在 5 事業所があり、その全てが共用型認知症対応型通所介護

「グループホーム和み」

「グループホーム和み 福谷の森」

従業員の勤務体制・勤務体制一覧、運営規程、苦情を処理するために講ずる措置などを確認した結果、指定基準を満たしている。また、指定の欠格事由に該当する案件はない。

○会長

意見のある方は。

[質疑なし]

(5) 指定地域密着型サービス事業者の異動について

- ・今回、廃止の届出が 1 件あった。

○事務局

廃止届

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（東山町）

- ・夜間の人員配置が困難であるという理由で、令和 3 年 1 0 月 1 日から休止していた。
- ・その後も人員確保が難しいとのことで、令和 4 年 3 月 3 1 日で廃止となった。
- ・利用者については、休止の時から、他の事業所や施設入所などで対応していた。

○委員

これが今の、周南市の現状ですね。

○会長

ただ今の報告について、意見・質疑は。

[質疑なし]

(6) 指導監査室長 挨拶

今期委員の方の任期が今月末までとなっており、お礼のご挨拶を行う。

【令和 4 年度第 1 回 周南市地域密着型サービス運営委員会終了】